

○ 感染拡大防止のために休業した予防専門型通所サービス事業所の職員が居宅訪問してサービスを提供した場合の報酬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予防専門型通所サービス事業所が休業（自主的に休業した場合も含む。）している間に、居宅で生活している利用者に対して職員が居宅を訪問し、サービスを提供した場合の取扱いについて、下記のとおりとします。

1 取扱い

利用者の依頼を受け、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、予防専門型通所サービス計画の内容を踏まえ、入浴・食事・排せつ介助など、できる限りのサービスを提供した場合、次の報酬を算定できることとします。

- 現状「週1回程度」を利用している方に対するサービス提供：
1回 378単位（54単位（日割）×7日分）
※ 現行コードの「日割」の日数に「7」を入力して請求する。
- 現状「週2回程度以上」を利用している方に対するサービス提供：
1回 448単位（112単位（日割）×4日分）
※ 現行コードの「日割」の日数に「4」を入力して請求する。

（注）一月あたり、日割の日数が（休業前後の日割り算定とあわせて）合計で30を超えることはできません（月額報酬の単位を請求することとなります。）。また、月額報酬の単位を超えることもできません。

例1：3/7～3/20 休業し、その間の3/11に、「週1回程度」を利用している方の居宅を訪問しサービスを提供した場合

⇒ 6日（3/1～3/6）+ 11日（3/21～3/31）+ 7日×1 = 24日分の日割りとして請求する。

例2：3/7～3/20 休業し、その間の3/11と3/18に、「週1回程度」を利用している方の居宅を訪問しサービスを提供した場合

⇒ 6日（3/1～3/6）+ 11日（3/21～3/31）+ 7日×2 > 30となるので、月額報酬のコード（1,655単位）で請求する。

2 その他

- ・ 通常と異なる形でのサービス提供となりますので、利用者本人・家族への十分な説明をお願いします。また、事業所・担当ケアマネジャー間の十分な連携をお願いします。
- ・ 居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合

に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとします。

ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。NAGOYAかいごネット掲載済み（※））の別添「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることにご留意願います。

※ 掲載先アドレス：

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2020022800035/>

- ・ 本取扱いについては暫定的なものであり、今後、国の通知等により変更する可能性があります。

【お問い合わせ】

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

電話：(052)972-2594